

東京国際交流館(お台場) TIEC Residence Halls

2022 年度日本人学生入居者募集

以下のとおり、東京国際交流館の日本人学生入居者を募集します。

1. 場所	住所：〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1 国際研究交流大学村 交通：ゆりかもめ「東京国際クルーズターミナル」東口より 徒歩約3分 りんかい線「東京テレポート」B出口より 徒歩約15分	
2. 申請資格	申請できる日本人学生は、次の者としてします。 <ul style="list-style-type: none"> ● 大学院正規課程に在籍し、修業年限を超えて在籍していない優秀な学生 (ただし、留学していた者はこの限りではない。) ● ある程度の英語(または中国語、韓国語、スペイン語等)の語学力がある者 ● 入居後、レジデント・アシスタント(RA)※として活動を行う意欲のある者 ※RAには、給与(RA謝金)として月額1万8千円が支給されます。 RAについての詳細は、JASSO 東京国際交流館のHPを参照してください。 https://www.jasso.go.jp/ryugaku/kyoten/tiec/residence/ra.html ※休学中または入居後に休学する予定の者は申請できません。 ※大学院正規課程への入学が許可されている場合は申請できます。 (入学許可証の提出が必要です。) ※2022年4月以降の入居希望者からは、「日本人学生」は次の学生となります。 日本国籍を有する学生、または永住者の在留資格を有する学生、 もしくは特別永住者の在留資格を有する学生	
3. 居室タイプ・館費等	① 単身用 A 棟(キッチン共用)月額 56,000 円	② 単身用 B 棟(キッチン付)月額 70,000 円
	③ 夫婦用 C 棟(キッチン付) 月額 101,000 円	④ 家族用 D 棟(キッチン付)月額 118,000 円
	※入館費：館費の1ヶ月分(入館時に徴収、返金なし) ※その他：光熱水料及び電話料金はすべて実費相当額を負担 ※居室レイアウト等は JASSO 東京国際交流館のHPを参照してください。 https://www.jasso.go.jp/ryugaku/kyoten/tiec/residence/facility/index.html	
4. 住み始めることを希望する時期	5. 応募書類提出締切	6. 結果通知
2022年3月1日～2022年3月31日の間	<u>2022年1月21日(金)必着</u>	2022年2月15日頃
2022年4月1日～2022年4月30日の間	<u>2022年2月3日(木)必着</u>	2022年3月1日頃
2022年5月1日～2022年5月31日の間	<u>2022年3月3日(木)必着</u>	2022年4月1日頃
2022年6月1日～2022年6月30日の間	<u>2022年4月4日(月)必着</u>	2022年4月27日頃
2022年7月1日～2022年7月31日の間	<u>2022年4月28日(木)必着</u>	2022年6月1日頃
2022年8月1日～2022年8月31日の間	<u>2022年6月6日(月)必着</u>	2022年7月1日頃
2022年9月1日～2022年9月30日の間	<u>2022年7月6日(水)必着</u>	2022年8月1日頃

2022年10月1日～2022年10月31日の間	<u>2022年8月1日(月)必着</u>	2022年9月1日頃
2022年11月1日～2022年11月30日の間	<u>2022年9月5日(月)必着</u>	2022年9月30日頃
2022年12月1日～2022年12月28日の間	<u>2022年10月3日(月)必着</u>	2022年11月1日頃
2023年1月4日～2023年1月31日の間	<u>2022年11月2日(水)必着</u>	2022年12月1日頃
2023年2月1日～2023年2月28日の間	<u>2022年12月5日(月)必着</u>	2023年1月4日頃
<p>※入居期間は、修業年限の範囲内かつ3年以内。(過去に入居経験がある場合には、<u>過去の入居期間と合わせて3年以内</u>。)入居許可は1年毎の更新。</p>		
7. 必要書類	<p> <input type="checkbox"/>入居申請書(様式1-2) <input type="checkbox"/>東京国際交流館における交流活動実施・参加計画書(様式3) <input type="checkbox"/>入居推薦書(専用様式): 指導教員へ作成を依頼してください。 <input type="checkbox"/>入居申請誓約書(様式14-1): 直筆で署名しPDFデータにしてください。 <input type="checkbox"/>理由書(該当者のみ・様式任意) ※留学により修業年限を越えて在籍する方は、TIECに理由を説明する必要があります。何のプログラムで留学したか、留学期間、留学先(場所と大学名)を入れるようにしてください。 </p> <p>※同居人がいる場合</p> <p> <input type="checkbox"/>申請者との続柄がわかる書類(戸籍謄本、住民票の場合は申請前3ヶ月以内に発行されたもの。書類が日本語又は英語以外で書かれている場合は、日本語又は英語の翻訳を添付してください。) <input type="checkbox"/>同居人が日本人でない場合> <input type="checkbox"/>パスポートのコピー(顔写真のページ、ビザのページ、上陸許可のページ) <input type="checkbox"/>在留カードのコピー(表・裏両面) </p> <p>※日本国籍でない場合</p> <p> <input type="checkbox"/>在留カードの写し(表・裏両面)または住民票の写し(申請前3ヶ月以内に発行) </p> <p>●様式は以下のリンクからダウンロードできます。 https://global.geidai.ac.jp/2022/01/tiec2022/ </p>	
8. 提出先	<p>国際企画課 intl-tua@ml.geidai.ac.jp (メールで提出すること) ※パスワードをかけて送信してください。</p>	
9. 選考方法	<p>TIECによる書類選考及び面接。 ※面接日は交流館が指定し、東京国際交流館において実施されます。</p>	
10. 選考結果	<p>TIECによる選考結果が分かり次第、国際企画課から本人に通知します。</p>	

注意事項

- ・募集に関し質問がある場合は、国際企画課に連絡してください。東京国際交流館へ直接問い合わせないようにしてください。また、東京国際交流館へ直接応募はできません。
- ・留学等で海外から申し込む場合、日本への入国後14日間の自己隔離を東京国際交流館で行うことはできません。新型コロナウイルス感染症の流行地から帰国する方は、出発前に自己隔離期間中に宿泊する

ホテルを予約するようにしてください。たとえ自己隔離のために入居できずにいた場合も、入居許可日から館費および光熱水料が発生します。

- ・許可された入居期間の初日が月の途中の場合と月の途中で退去する場合の当該月の館費は、日割り計算された額となります。
- ・毎月の館費の支払いは、原則として銀行引き落としとなります。
- ・銀行引き落としができなかった場合、入居した月の館費と入館費、退去する月の館費は、コンビニでの支払いとなります。
- ・館費を3ヶ月以上滞納した場合、退去しなければなりません。
- ・入館費が入居期間初日から2ヶ月経過しても納入がない場合、退去しなければなりません。
- ・光熱水料の交流館で必要とする費用を3ヶ月分以上滞納した場合、退去しなければなりません。
- ・館費、入館費等は、事前に通知された上で改定となる場合があります。
- ・同居人については、申請者と同時入居としますが、事前に申告があった場合に限り、約1ヶ月まで遅延を認める場合があります。申請があった日までに入居できない場合は、申請者を含めて入居資格を失います。